

長崎県の人権施策のあり方について
意見とりまとめ

令和7年3月

長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会

目 次

1 はじめに.....	1
2 人権施策を進める上での基本的な視点や考え方	2
(1) 各主体に期待する視点	2
(2) 行政・県民・事業者等の連携	2
(3) 普及啓発	2
3 インターネット上の誹謗中傷等に関する意見	4
(1) 必要な視点.....	4
①すべての県民が持つべき視点	4
②県に期待する視点	4
(2) 今後の施策の方向性.....	4
①事後の観点	4
②事前の観点	6
4 性の多様性に関する意見	7
(1) 必要な視点.....	7
①すべての県民が持つべき視点	7
②県に期待する視点	7
(2) 今後の施策の方向性.....	8
①普及啓発	8
②パートナーシップ宣誓制度	9
③性の多様性を尊重するまちづくり	10
(参考) 長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会について	11

Ⅰ はじめに

近年、SNS 等での発信のあり方や性の多様性など、人権問題が多様化・複雑化している。特に、SNS 等の普及により、インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害等の人権侵害情報が発信されるなど社会問題となっている。

また、性の多様性については、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下「理解増進法」という。）の制定など法制度の動きがある一方で、性を巡るトイレや入浴施設などの利用に関する問題、同性婚に関する訴訟など議論が続いている。

そういった中、長崎県においては、「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権尊重社会の実現を目指した諸施策を総合的に推進するとともに、多様化・複雑化する人権問題に対して、改めて、人権施策を進めていくにあたっての基本的な視点や考え方、施策の方向性を整理するため、令和6年5月に「長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置した。

検討委員会では、長崎県が令和2年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」において、「関心のある人権問題」として、前回調査時点より大きく増加した「インターネットによる人権侵害に関する問題」と「性的少数者に関する問題」の2つのテーマを中心に、これまで6回にわたって意見交換を重ねてきた。

このとりまとめは、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、長崎県が人権施策を検討するに際しての基本的な視点や考え方、今後の施策の方向性について、検討委員会の意見を示したものである。

2 人権施策を進める上での基本的な視点や考え方

検討委員会では、「インターネット上の誹謗中傷等」と「性の多様性」の2つのテーマを中心に意見交換を重ねてきた。人権施策を進める上での基本的な視点や考え方は、次のとおりである。

(1) 各主体に期待する視点

すべての県民が互いの人権を尊重し安心して暮らせる社会を目指す必要がある。こうした社会の実現のために、県、県民、事業者等がそれぞれの立場で取り組むことが重要である。

県は、あらゆる分野で人権を尊重し、人権施策を積極的に推進することが期待される。

県民は、人権への関心と理解を深めるとともに、学校教育や社会教育などを通じて、偏見や誤解に惑わされず、人権を尊重するための知識を学び続け、態度や行動に現すことが期待される。

事業者等は、職場環境や事業活動において人権への理解を深める取組を進めるとともに、県の人権施策に協力することが期待される。

(2) 行政・県民・事業者等の連携

人権を取り巻く環境が多様化・複雑化し、専門性が求められる中、人権施策を効果的に推進するには、行政・県民・事業者等は連携協力することが不可欠である。

県は、関係機関等と連携し、支援を必要とする人が相談しやすい体制を整備するとともに、適切な相談窓口にたどりつけるよう、広く県民に周知することが求められる。

(3) 普及啓発

人権については、県民一人ひとりが自分自身のこととして考えていく必要があり、そのため、県は、県民が生涯にわたって人権についての知識や理解を深め続けることができるよう普及啓発を進めていく必要がある。

子どもに対する普及啓発は、学校教育が中心となるが、子どもの発達段階に応じた対応が求められる。また、大人の価値観は子どもの人権感覚に影響を与えるため、教職員や保護者など大人自身の知識や理解が深まることも重要である。

大人に対する普及啓発は、社会教育や家庭などの機会を活用し、人権への関心の有無にかかわらず幅広い世代を対象に進める必要がある。

また、インターネットが普及する現代において、人権侵害をなくすための取組を進めていくにあたっては、インターネット上の情報を正しく理解し取捨選択するリテラシー（以下「インターネットリテラシー」という。）の向上が重要である。

人権尊重を促す条例の制定は、人権を自分自身のこととして考える契機となり、県や県民、事業者それぞれの役割の理解と、広く人権についての普及啓発につながると考えられる。

3 インターネット上の誹謗中傷等に関する意見

近年、社会問題となっている「インターネット上の誹謗中傷等」に関し、必要な視点や今後の施策の方向性についての検討委員会の意見は以下のとおりである。

(1) 必要な視点

①すべての県民が持つべき視点

○インターネット上の人権侵害をなくすためには、インターネットリテラシーの向上が不可欠である。そのための教育は、人権教育の一環として捉えることが重要である。

②県に期待する視点

○人権侵害の問題には、大きく、人権侵害が起こった後の問題と人権侵害が起こる前の問題がある。県は、相談窓口の設置や被害者等への対応などの「事後の観点」と、普及啓発活動などの「事前の観点」の両面から、具体的な施策を検討する必要がある。

○行政が表現活動に対して規制を行うことは、表現の自由を制約する可能性があるため、慎重に検討すべきである。

○個人の権利侵害への対応は、被害者自身が、プロバイダ等の事業者に対して誹謗中傷情報の削除要請を行うことが基本となる。このため、県は、権利侵害を受けた個人が適切に対応できるよう支援する必要がある。

(2) 今後の施策の方向性

①事後の観点

【相談体制の整備】

○県では、「人権教育啓発センター」という人権問題全般に関する相談窓口を設置している。しかし、インターネット上の誹謗中傷等に関する相談件数が非常に少なく、相談窓口は存在しているものの、十分に活用されていない現状がある。県は、県民がより相談しやすい環境を整え、周知を強化することが課題である。

○県が相談窓口の周知や体制づくりを進めるために、次のような取組が考えられる。

〈相談窓口の名称をわかりやすくする〉

現在の「人権相談」という名称は抽象的であるため、「インターネット誹謗中傷相談窓口」など、より具体的な名称に変更するなど工夫する。

〈広報手段の工夫〉

若年層には SNS、中高年齢層にはテレビなど、様々なメディアを通じて県民全体に広く周知する。

〈相談手段の多様化〉

メッセージアプリを活用し、相談内容を入力すると適切な窓口が表示されるような、電話以外の、人件費をかけないような方法もあるとよい。

〈法的支援の充実〉

個人が弁護士に相談することは、人によっては抵抗感があるため、県が弁護士による無料相談窓口を設置することで、法的な相談をしやすくなる。

【専門機関との連携】

○一般社団法人セーフーインターネット協会は、「誹謗中傷ホットライン」「セーフライン」など、非常に実効性の高い取組を行っている。県は、被害者が誹謗中傷情報を削除したい場合、「誹謗中傷ホットライン」等の専門窓口につながることが重要であり、県以外の各種専門相談窓口との連携も強化すべきである。さらに、被害者の心理的ケアのため、専門のカウンセラーや医療機関との連携も検討すべきである。

○誹謗中傷のトラブルを抱えた人は、弁護士、司法書士、警察などの法的な対応をしてくれる機関に相談することが多いが、弁護士など相談に対応する人が誹謗中傷に対する高い専門性を持っているとは限らない。そのため、県は、これらの機関に対し専門相談窓口と連携できるよう、その窓口の情報を周知する必要がある。

○また、県が他機関と連携を進める際には、相談内容のデータ管理や情報の引継ぎに細心の注意を払う必要がある。

【削除要請】

○県が特定の情報を削除要請することは、情報発信者の表現の自由を制約する可能性がある。また、公権力としての行政が権利を制限することになるため、慎重な対応が求められる。

○誹謗中傷情報の中でも、特定の属性に基づく差別的表現は、社会的構造上の問題であり、県が関与することが求められる。

○仮に、県が削除要請を行う場合は、どのような情報を削除要請の対象とするかについて明らかにすることが求められ、また、情報発信者に対する削除命令などより直接的な措置を講ずる場合は、第三者機関を設置し、被害者だけでなく相手方にも弁明の機会を与えるなど、公平性を担保した慎重な審査が必要である。

②事前の観点

【学校教育等の子どもに対する普及啓発】

○学校教育においては、まず教職員が、インターネットリテラシーを十分に理解し子どもに適切な指導ができるようにすることが重要であり、各種研修を通して教職員の意識向上を図る必要がある。また、県は、情報モラル教育やメディア安全指導員による研修など、子どもへの普及啓発の取組を充実させる必要がある。

【全年代に対する普及啓発】

○誹謗中傷等の投稿を行う年齢層は大人が多いという民間の調査結果があるように、学校等で学習する機会がなかった世代への普及啓発が特に重要である。県や事業者は、各種研修のプログラムや企業研修にインターネットリテラシーを高める教育を積極的に取り入れる必要がある。

○大人への普及啓発の場として、PTA 研修会、公民館講座、企業研修など様々な研修がある。県や事業者は、人権教育の研修等を受講する人を増やすだけでなく、研修等を実施できる講師の育成にも力を入れる必要がある。

○誹謗中傷情報の書き込みは、名誉毀損や賠償責任、刑事責任を問われる可能性がある。県は、こうした法的リスクについて県民に対して十分に啓発していく必要がある。

4 性の多様性に関する意見

近年の同性婚訴訟や理解増進法の制定などを契機として、社会的な関心が高まっている「性の多様性」に関し、必要な視点や今後の施策の方向性についての検討委員会の意見は以下のとおりである。

(1) 必要な視点

①すべての県民が持つべき視点

○性的指向やジェンダーアイデンティティはすべての人に関わるものであり、一人ひとりが自分自身のこととして考えていく必要がある。LGBTQ などを含む性的少数者（以下「性的少数者」という。）の人もそうではない人も含めたすべての県民が、互いの人権を尊重し安心して暮らせる社会を目指す必要がある。

○地域によっては、性的少数者が安心できる居場所や支援団体が少なく、ジェンダーバイアスが根強く残っているという声もある。まずは地域社会全体で、性的少数者が安心して自分らしく生きられる環境を整えていくことが重要である。

○性的少数者が抱える困難は、個々の状況によって異なるため、当事者以外の人が「これが正解」と決めつけて取組を進めると実際のニーズとずれることがある。行政や事業者を含むすべての県民は、困っている人が気軽に相談でき、安心して話せる環境を整えていくことが重要である。

○子どもについては、性の多様性に関する周囲の無理解により、学校や家庭で困難を経験することが少なくない。そのため、子どもが安心して自分らしく生きられる環境づくりが必要である。

②県に期待する視点

○性的少数者は社会の中で多くの生きづらさや困難を抱えている。県は、教育や福祉など様々な分野において、性的少数者を包摂した視点で施策を検討していくことが大切である。

(2) 今後の施策の方向性

①普及啓発

【学校教育等の子どもに対する普及啓発】

- 子どもたちは成長の過程で、性の認識が形成されていくため、子どもたちには、性の多様性について「性のあり方は様々である」などの正しい情報を伝えることが重要である。そのためには、教職員や保護者など大人自身の知識や理解を深める必要がある。
- 学校では、子どもが性のあり方について最初に相談する相手は、養護教諭であることが多いように見受けられる。そのため、養護教諭が正しい情報を持ち適切に対応することで、子どもの居場所もでき、相談窓口につながるきっかけになることから、県は養護教諭をはじめとする教職員を対象に研修等を行う必要がある。
- 性の多様性に関する教育では、教える側の性的少数者に対する価値観や理解度の違いが影響しないよう動画教材を活用することが有効である。県は、子どもたちの理解度に合わせ、性的少数者の意見も取り入れながら内容を吟味し、幅広い場面で活用することを検討する必要がある。
- 最近の教科書には性の多様性に関する記述が増えており、関連する絵本が紹介されているものもある。県は、絵本や児童図書などを活用した教育啓発も積極的に取り組む必要がある。

【全年代に対する普及啓発】

- 性的少数者の約 8 割が行政・福祉サービス利用時に困難やハラスメントを経験しており、これが心身不調や自殺未遂につながったという民間の調査結果がある。行政や事業者は、職員や利用者等によるハラスメントを防止するよう、研修を徹底し、性的少数者も安心して利用できる環境を整えることが重要である。
- 性的少数者に対する理解と支援の意思を示すという「アライ（支援者）」の存在は、当事者にとって大きな励みとなる。事業者等がアライの立場を表明するイベントや建物のライトアップなどの取組に対して、県はこのような活動の場や機会を提供し、積極的に支援することも大事である。

○パートナーシップ宣誓制度の導入は、性的少数者が暮らしやすい環境づくりを目指していくというメッセージになることや、性の多様性について県民への啓発につながることを期待される。導入にあたっては、わかりやすい情報を発信し、県民全体の理解を進める必要がある。

②パートナーシップ宣誓制度

【パートナーシップ宣誓制度の意義】

○異性間の婚姻は、法律に基づく様々な権利や利益を享受できるが、同性カップルは法律上の夫婦になることができないため、同様の利益を享受することができない。また、当事者にとって、性的指向は自分で選択できるものではないにもかかわらず、この不平等を受け入れざるを得ない状況にある。

パートナーシップ宣誓制度は、法律上の夫婦が利用できる制度の一部を、パートナーシップを宣誓したカップルに対しても適用することで、この不平等の解消を目指すものであり、県はパートナーシップ宣誓制度を導入する方向で検討したほうがよい。

【制度を導入する場合の検討事項】

○県は、広域的な視点から、他県との相互利用など、他自治体とのパートナーシップ宣誓制度の連携について検討する必要がある。

○パートナーシップ宣誓制度の対象範囲について、当事者二人の関係に限定するのか、当事者二人だけではなく子どもを含む親子関係までとするのかについても慎重に検討する必要がある。

【制度運用における県・市町・事業者等の役割】

○県は、既にパートナーシップ宣誓制度を導入している県内市町と整合性を図っていくことが求められる。

○県のパートナーシップ宣誓制度を利用してこういった制度設計をするかは各市町の判断によるが、県は、県内のどこの市町でも県の制度を利用できるように、市町に対して連携を働きかけることが求められる。

○県は、事業者に対して、パートナーシップを宣誓したカップルの関係を法律上の夫婦と同様に取り扱うことを義務づけることはできない。しかし、県から依頼があれば、事業者も協力しやすいので、事業者への正確な制度周知とともに、どのような依頼をしていくかについても検討する必要がある。

③性の多様性を尊重するまちづくり

○県は、性的少数者やその家族等からの相談に対応する「LGBT相談デー」を開設している。この窓口をより多くの人に知ってもらい、誰もが利用しやすい環境を整えるため、さらなる周知と工夫が必要である。

○性的少数者が自分らしく生活できる環境づくりについて、例えばトイレなどの整備に関しては、性の多様性に配慮した設備等がどこの施設にも整備されていることが理想であるが、既存の施設を大規模に改修することは難しい。県は、事業者に対して、性の多様性への理解を深めてもらい、できることから取り組むよう働きかけることが重要である。

○性的少数者が気軽に集まり話せる居場所づくりに加え、性的少数者とそうではない人々が交流できる仕組みも大切である。県は、交流会を実施する支援団体を招くなど、専門的知識や経験を持つ団体と連携して取り組むとよい。

(参考) 長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会について

1 長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会委員

座長	伊東 昌子	長崎大学 理事
委員	池田 浩	ミライ on 図書館 長崎県立長崎図書館 館長
	勝山 教子	同志社大学法学部 教授
	倉田 伸	長崎大学教育学部 准教授
	中舗 美香	諫早総合法律事務所 弁護士
	永田 夏来	兵庫教育大学人間発達教育専攻生活・健康・情報系教育コース 准教授
	福崎 龍馬	ふくざき法律事務所 弁護士

※五十音順、敬称略

2 開催状況

第1回 令和6年6月17日

- 【議題】・人権施策のあり方に関する検討委員会の背景・目的
 ・人権をめぐる動向
 ・主な論点（案）
 ・今後の進め方（案）

第2回 令和6年9月30日

- 【議題】「インターネット上の誹謗中傷等」について
 ・ゲストスピーカーからの説明及び質疑応答
 一般社団法人セーファーインターネット協会
 事務局長 中嶋辰弥 様
 一般社団法人メディア教育研究室
 代表理事 今度珠美 様
 ・第3回の意見整理に向けた意見交換

第3回 令和6年10月28日

- 【議題】「インターネット上の誹謗中傷等」について意見の整理

第4回 令和6年12月16日

- 【議題】「性の多様性」について
 ・ゲストスピーカーからの説明及び質疑応答
 認定特定非営利活動法人 ReBit
 キャリア事業部マネージャー 三戸花菜子 様
 ・第5回の意見整理に向けた意見交換

第5回 令和7年2月13日

- 【議題】「性の多様性」について意見の整理

第6回 令和7年3月13日

- 【議題】全体とりまとめ